

「中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は平成25年3月末で期限が到来しましたが、引き続き同様の基準で開示します。
貸付条件の変更等の実施状況（貸付債権の数）

（債務者が中小企業者である場合）

	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	196	196	207	214	221	228
うち、実行に係る貸付債権の数	174	176	183	192	201	208
うち、謝絶に係る貸付債権の数	10	10	10	10	10	10
うち、審査中の貸付債権の数	2	0	4	2	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	10	10	10	10	10	10

（債務者が住宅資金借入者である場合）

	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	84	85	88	90	92	95
うち、実行に係る貸付債権の数	72	73	76	78	80	83
うち、謝絶に係る貸付債権の数	3	3	3	3	3	3
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	9	9	9	9	9	9